

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 1 月 27 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600633号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600234号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月30日の標準賞与額を18万円、平成19年12月29日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成17年12月30日及び平成19年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月30日及び平成19年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月30日  
② 平成19年12月29日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社及び請求者から提出された請求期間①及び②の賞与に係る給与明細書並びに事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①及び②に賞与の支給を受け、請求期間①は18万円、請求期間②は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各請求期間の賞与からそれぞれ控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者に係る各請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出していない上、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600612号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600233号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和58年1月31日まで勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年2月1日であるはずだが、厚生年金保険被保険者記録によると同年1月31日とされている。調査の上、被保険者資格の喪失年月日を昭和58年2月1日に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和58年1月31日まで勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年2月1日である旨主張している。

しかしながら、事業主から提出された請求者の退職金の計算に係る資料により、請求者の退職年月日は昭和58年1月30日であることが認められる上、請求者に係る雇用保険の記録においても、A社における離職年月日は、昭和58年1月30日であることが確認できる。

また、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料控除に関する資料を所持していない上、事業主は、上記退職金の計算に係る資料以外に請求者に関する資料は見当たらないため、請求期間に係る請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時にB市に居住していたと陳述しているところ、同市は、課税資料の保存期間は7年間であり、請求期間が属する年の課税資料は保存されていないと回答していることから、請求者の請求期間当時に係る社会保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。